

「豊島区落書き行為の防止に関する条例（案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

◎意見の募集期間：令和2年4月21日（火）から令和2年5月20日（水）まで

◎閲覧場所：区民事務所、図書館、区民ひろば、行政情報コーナー、環境保全課窓口

「豊島区落書き行為の防止に関する条例（案）」に対するご意見等と区の考え方

- ・意見の提出者数： 5名
- ・意見の受付方法： メール4件、郵送1件
- ・意見の件数： 8件

1. 条例全般について

	ご意見等の概要	件数	区の考え
1	豊島区落書き行為の防止に関する条例を制定することに賛成である。	2件	地域の美観の維持及び安全・安心な生活環境の確保並びにさわやかで魅力ある街づくりを推進するため、区民、事業者、建物所有者等が一体となり、オールとしまで取り組んでまいります。
2	ステッカーを貼る行為も落書きと同じ迷惑行為なので、条例に追加すべきではないか。	1件	東京都屋外広告物条例に貼り紙に関する禁止・罰則の規定が設けられておりますが、同条例は豊島区内にも適用されるため、同じ趣旨の規定を設けておりません。

2. 他の法令との関係について

	ご意見等の概要	件数	区の考え
3	落書き行為は刑法の犯罪に該当する。なぜ条例で規定するのか。	2件	落書き行為は、刑法に定める器物損壊罪に抵触する可能性があります。しかし、器物損壊罪は、被害者等からの告訴がないと公訴を提起できない親告罪です。本条例に定める罰金刑は、被害者等以外の者からの告発により、公訴を提起できる非親告罪となります。罰則以外にも区・区民・建物所有者等が一体となって落書き行為の防止に取り組むことについても規定しております。

3. 実施体制について

	ご意見等の概要	件数	区の考え
4	セーフコミュニティの都市として、治安の悪化などを防ぐためにも落書き行為の防止条例の担当部署だけではなく、治安担当部署とも協力して取り組んでほしい。	1件	落書き行為のないまちづくりを推進するためには、豊島区全体が一体となって取り組んでいくことが必要であると考えております。ご意見を踏まえ、区の治安担当の他、警察署ともこれまで以上に連携・協力しながら取り組んでまいります。

4. その他

	ご意見等の概要	件数	区の考え
5	池袋は池袋モンパルナス以来、トキワ荘、そして現代のアニメ文化に至るまで芸術文化の街である。しかし、きれいなだけの都市は人工的で寂しさを感じる。	1件	本条例を上程するきっかけとなったグローバルリングへの落書き行為は、これまで区民の皆様と取り組み、築いてきたことに対する挑戦とも受け取れる行為です。まちの美観を損ねる落書きは決して許されるものではありません。本条例により、まち全体が一丸となって、落書き防止に取り組んでまいります。
6	区の施策により多くの外国人が街に集まるようになり、その結果落書きが増えたのではないか。	1件	国際文化都市を目指す豊島区は、外国人住民への支援と地域社会の構成員として社会参加を図れるよう取り組みを進めることを、区政の基本指針である「豊島区基本計画」にも明記しています。落書き行為の防止に関しては、国籍に関わらず、区民、来街者等、何人も行ってはならないことを条例に定めています。